

しほうちょういきん

死亡弔慰金

提出前に当基金にご連絡ください ☎ 098-876-7313

支給要件

- **加入者**または**当基金の年金受給者**がお亡くなりになられたとき

請求者

- 死亡した**加入者**または**当基金の年金受給者**のご遺族（配偶者、子、父母、または埋葬者）がご請求ください。

請求期限

- 支給事由である事実が発生した日（死亡日）から2年以内

請求方法

- **【加入者】** 死亡弔慰金請求書にご記入の上、事業主を経由してご請求ください
- **【年金受給者】** 当基金にご連絡ください ☎ 098-876-7313

ご遺族の方へ死亡に関する手続きについてご案内いたします

死亡弔慰金請求書は ☞ <https://okiken-kikin.com/wp-content/themes/kikin/img/pdf/hukushi/230824shibou-seikyu.pdf>

もしくは当基金ホームページの「福祉事業」よりダウンロードしてください。

添付書類

- 戸籍謄本（原本）
- 請求者の住民票（原本）
- 死亡した本人の住民票除票（原本）
- 請求者の振込先の通帳コピー
- 死亡届または死亡診断書（コピー可）

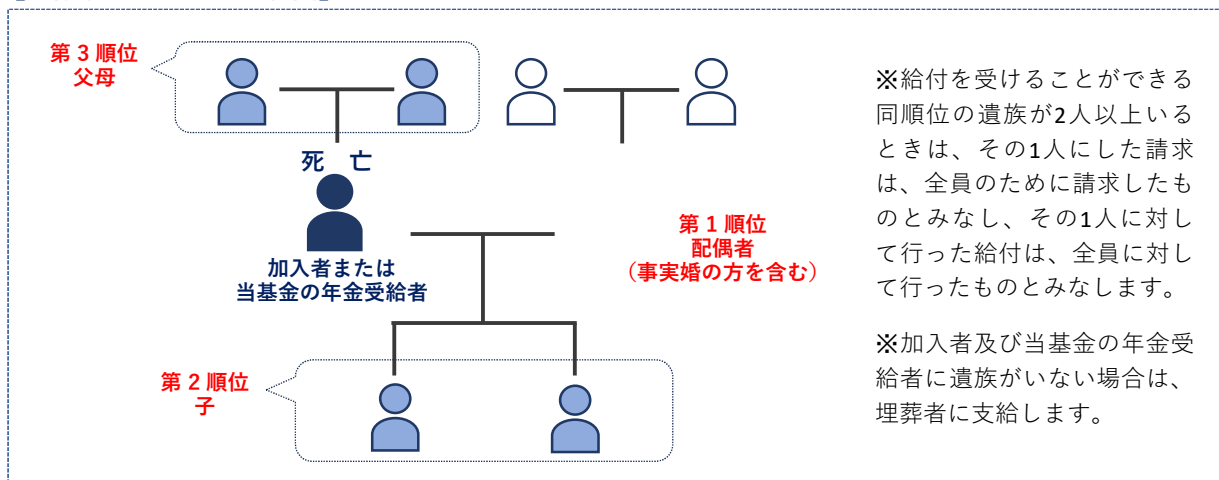
支給額

- 30,000円

支給日

- 毎月請求書が届き次第直近の15日もしくは月末（※金融機関が休日な場合は前営業日に繰り上げ）

【ご請求できる遺族の範囲】



ご注意！

加入者のご家族または当基金の年金受給者のご家族(配偶者や父母)がお亡くなりになられた場合は、支給対象外となります。